

件 名	埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
提案理由	<p>県立春日部特別支援学校宮代分校、県立上尾特別支援学校上尾南分校及び県立騎西特別支援学校北本分校の設置に伴い、定員数等を定めるため、埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので審議願います。</p>
概 要	<p>1 現行規則の内容</p> <p style="padding-left: 2em;">埼玉県立特別支援学校の管理運営の基本的事項について定めるもの</p> <p>2 改正の内容</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 第 2 条の改正</p> <p style="padding-left: 4em;">分校を置く学校として県立春日部特別支援学校、県立上尾特別支援学校及び県立騎西特別支援学校を加える。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 別表（第 3 条関係）の改正</p> <p style="padding-left: 4em;">県立春日部特別支援学校、県立上尾特別支援学校及び県立騎西特別支援学校の分校・部科名、修業年限、定員数及び入学資格を規定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) その他規定の整備</p> <p>3 施行期日</p> <p style="padding-left: 2em;">令和 4 年 4 月 1 日</p>

(県立学校人事課)

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び埼玉県立東松山特別支援学校」を「、埼玉県立東松山特別支援学校、埼玉県立春日部特別支援学校、埼玉県立上尾特別支援学校及び埼玉県立騎西特別支援学校」に改め、同条第二項の表中「埼玉県立東松山特別支援学校嵐山

学園分校——比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一」を
 「埼玉県立東松山特別
 埼玉県立春日部特別
 埼玉県立上尾特別支
 埼玉県立騎西特別支

支援学校嵐山学園分校——比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一

支援学校宮代分校——南埼玉郡宮代町字東六百十一番地

援学校上尾南分校——上尾市中新井五百八十五番地

援学校北本分校——北本市古市場一丁目百五十二番地

に改める。

別表埼玉県立特別支援学校塙保己一学園の項定員数の欄中「五四」を「四八」に、

「二七」を「二四」に改め、同表埼玉県立春日部特別支援学校の項中

高等

部	三年	九七	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
---	----	----	--------------------

を

高等部	三年	九七	中者
宮代分校	高等部	三年	四八
校	三年	四八	中者
			ある者
			ある者

学部を卒業した
又はこれに準ず
者

学部を卒業した
又はこれに準ず
者で知的障害の
るもの

に改め、同表埼玉県立上尾特別支援学校の項中

高等部

三年	八四	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
----	----	--------------------

を

高等部	三年	八四	中学部
上尾南 分校	高等部	三年	八四
	三年	四八	中学部
			者又は
			者又は
			る者
			あるも
			る者で
			あるも

を卒業したこれに準ずる者	を卒業したこれに準ずる者
--------------	--------------

に改め、同表埼玉県立騎西特別支援学校の項中

高等部	三
-----	---

年	八四	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
---	----	--------------------

を

高等部	三年	八四	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
北本分校	高等部	三年	四八
	三年	四八	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
			あるもの
			る者で知的
			あるもの

業したに準ずる者	業したに準ずる者
----------	----------

に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

埼玉県立特別支援学校管理規則

第一条 (略)

(分校)

第二条 埼玉県立川越特別支援学校、埼玉県立草加かがやき特別支援学校、埼玉県立大宮北特別支援学校、埼玉県立けやき特別支援学校、埼玉県立越谷西特別支援学校、埼玉県立東松山特別支援学校、埼玉県立春日部特別支援学校、埼玉県立上尾特別支援学校及び埼玉県立騎西特別支援学校に分校を置く。

2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略) 埼玉県立東松山特別支援学校 嵐山学園分校 埼玉県立春日部特別支援学校 宮代分校 埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校 埼玉県立騎西特別支援学校北本分校	(略) 比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一 南埼玉郡宮代町字東六百十一番地 上尾市中新井五百八十五番地 北本市古市場一丁目百五十二番地

第三条～第十三条 (略)

別表 (第三条関係)

学校名	分校・部科名	修業年限	定員数	入学資格
埼玉県立特別支援学校 埼玉南	幼稚園部	三年	一八	三歳以上で視覚障害のある者

埼玉県立特別支援学校管理規則

第一条 (略)

(分校)

第二条 埼玉県立川越特別支援学校、埼玉県立草加かがやき特別支援学校、埼玉県立大宮北特別支援学校、埼玉県立けやき特別支援学校、埼玉県立越谷西特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校に分校を置く。

2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略) 埼玉県立東松山特別支援学校 嵐山学園分校 (新設) (新設) (新設)	(略) 比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一 (新設) (新設) (新設)

第三条～第十三条 (略)

別表 (第三条関係)

学校名	分校・部科名	修業年限	定員数	入学資格
埼玉県立特別支援学校 埼玉南	幼稚園部	三年	一八	三歳以上で視覚障害のある者

埼玉県立春日部特別支援学校				(略)		己一学園		
高等部	中学部	小学部	(略)	専攻科		高等部	中学部	小学部
				療科	保健理療科			
三年	三年	六年	(略)	三年	三年	三年	三年	六年
九七			(略)	二四	四八	三六		
中学部を卒業した者又はこれに準ずる者	害のある者	学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者	(略)	これに準ずる者	高等部を卒業した者又はこれに準ずる者	これに準ずる者	害のある者	学校教育法に規定する学齢児童で視覚障害のある者

埼玉県立春日部特別支援学校				(略)		己一学園		
高等部	中学部	小学部	(略)	専攻科		高等部	中学部	小学部
				療科	保健理療科			
三年	三年	六年	(略)	三年	三年	三年	三年	六年
九七			(略)	二七	五四	三六		
中学部を卒業した者又はこれに準ずる者	害のある者	学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者	(略)	これに準ずる者	高等部を卒業した者又はこれに準ずる者	これに準ずる者	害のある者	学校教育法に規定する学齢児童で視覚障害のある者

埼玉県立 騎西特別 支援学校		(略)	埼玉県立 上尾特別 支援学校				(略)	
小学部	小学部	(略)	上尾南分 校	高等部	中学部	小学部	宮代分校	
中学部			高等部				高等部	
三年	六年	(略)	三年	三年	三年	六年	三年	
		(略)	四八	八四			四八	
学校教育法に 規定する学齢 児童で知的障 害のある者	学校教育法に 規定する学齢 児童で知的障 害のある者	(略)	中学部を卒業 した者又はこ れに準ずる者 で知的障害の あるもの	中学部を卒業 した者又はこ れに準ずる者	学校教育部に 規定する学齢 生徒で知的障 害のある者	学校教育部に 規定する学齢 児童で知的障 害のある者	中学部を卒業 した者又はこ れに準ずる者 で知的障害の あるもの	

埼玉県立 騎西特別 支援学校		(略)	埼玉県立 上尾特別 支援学校				(略)	
小学部	小学部	(略)	(新設)	高等部	中学部	小学部	(新設)	
中学部			(新設)				(新設)	
三年	六年	(略)	(新設)	三年	三年	六年	(新設)	
		(略)	(新設)	八四			(新設)	
学校教育法に 規定する学齢 児童で知的障 害のある者	学校教育法に 規定する学齢 児童で知的障 害のある者	(略)	(新設)	中学部を卒業 した者又はこ れに準ずる者	学校教育部に 規定する学齢 生徒で知的障 害のある者	学校教育部に 規定する学齢 児童で知的障 害のある者	(新設)	

備考 (略)	(略)		
	(略)	北本分校	高等部
		高等部	
	(略)	三年	三年
	(略)	四八	八四
(略)	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者 中学部を卒業した者又はこれに準ずる者 知的障害のあるもの		

備考 (略)	(略)		
	(略)	(新設)	高等部
	(略)	(新設)	三年
	(略)	(新設)	八四
(略)	(新設)		中学部を卒業した者又はこれに準ずる者